

令和6年度山辺町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅の質の向上及び住宅投資の波及効果による地域経済の活性化を図るとともに、人口減少対策と融合した住まいづくりを推進するため、又は地震による家屋倒壊から命を守るため、町民が住宅のリフォーム等工事に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関し山辺町補助金等の適正化に関する規則（平成3年規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内 山辺町内をいう。
- (2) 住宅 山辺町内に存する住宅で、自らが所有し、かつ、自らが居住する建築物をいう。なお、所有者及び居住者は次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるもの
 - ウ その他、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (3) 住宅等 住宅並びにそれらに付属する車庫、物置、門、塀等の建築物及び建築設備をいう。
- (4) リフォーム等工事 別表第1から別表第5までに掲げる工事及び次のいずれかに該当する工事であって第4条に定める要件に該当するものをいう。
 - ア 住宅等の機能又は性能の維持又は向上を図るため、住宅等の全部又は一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）等を行う工事
 - イ 住宅等に増築する工事（増築部分のみで独立した住宅の機能を有する場合を除く。）
- (5) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等により産地証明された木材（「やまがた県産材集成材」を含む。）及び認証された合板等をいう。
- (6) 県内業者 山形県内に住所を有する個人事業者又は山形県内に本店若しくは主たる事務所を有する法人をいう。
- (7) 移住世帯 平成31年4月1日以降に山形県外から町内に住み替えた又は平成23年

3月11日に東日本大震災の被災地（岩手、宮城及び福島の各県に限る。）に居住しており、平成31年3月31日までの間に町内に住み替え、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による転入届を山辺町に提出した世帯員がいる世帯をいう。

- (8) 新婚世帯 婚姻した日から5年以内である世帯をいう。
- (9) 子育て世帯 平成18年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯をいう。
- (10) 諸税等 町県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道使用料、下水道受益者負担金、町営住宅使用料、大蔵簡易水道使用料、築北簡易水道使用料、杉下飲料水供給施設使用料、西黒森・檜実沢・摂待飲雑用水供給施設使用料をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 住宅等のリフォーム等工事を行う者
- (2) リフォーム等工事において、県内業者（別表第1に掲げる工事を含むリフォーム等工事（以下「減災対策工事」という。）を施工する場合を除く。）と請負契約を締結する者
- (3) 申請時において本町に住所を有する者又は工事完了届の提出までに本町に転入し、居住する予定である者
- (4) リフォーム等工事を行う住宅に居住する全員について諸税等に滞納がないこと。
- (5) 山辺町暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同上第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(交付対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) リフォーム等工事のうち別表第1から別表第5までに定める点数の合計が10点（リフォーム等工事に要する費用が50万円未満の場合は5点）以上となる工事であること。
- (2) リフォーム等工事を施工するにあたり、県内業者（別表第1に掲げる工事を含むリフォーム等工事（以下「減災対策工事」という。）を施工する場合を除く。）と請負契約を締結するものであること。
- (3) 令和6年度山形県住宅リフォーム支援事業費補助金交付要綱に適合すること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象工事を行う住宅1戸につき、次の各号に掲げる補助区分

に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 移住世帯、新婚世帯又は子育て世帯 リフォーム等工事に要する費用の3分の1の額又は30万円のいずれか低い額とする。
 - (2) 前号以外の世帯 リフォーム等工事に要する費用の10分の1の額又は12万円のいずれか低い額とする。
 - (3) 減災対策工事 リフォーム等工事に要する費用の5分の4の額又は30万円のいずれか低い額とする。
- 2 前項の規定のリフォーム等工事に要する費用には、工事に付随する設計及び工事監理に要する経費並びに消費税及び地方消費税を含めることができる。
- 3 第1項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第3号の工事は、第1項第1号又は第2号の工事と併用することができる。
- 5 補助金の交付は、令和6年4月1日以降に着手され、令和7年1月31日までに工事完了する交付対象工事を行う住宅1戸につき、第1項第1号又は第2号の工事、第1項第3号の工事それぞれ1回に限るものとする。

(交付申請)

第6条 規則第5条の規定にかかわらず、補助金交付申請書の様式は、山辺町住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書(様式第1号)(以下「補助金交付申請書」という。)によるものとする。

- 2 交付対象者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
- (1) 工事点数算出表(様式第2号その1)
 - (2) 県産木材使用量計算書(様式第2号その2)(別表第5に掲げる工事を含む場合)
 - (3) 断熱リフォーム工事確認表(様式第2号その3)(別表第2のうち2-2、2-4に該当する場合)
 - (4) 断熱リフォーム工事確認表に記載する基準値を満たすことを証するカタログ等の写し(別表第2のうち2-2、2-4に該当する場合)
 - (5) 別表第1に該当する場合、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けたもののカタログ等の写し
 - (6) リフォーム等工事設計図
 - (7) リフォーム等工事見積書の写し
 - (8) リフォーム等工事の施工箇所の写真(着工前のもの)
 - (9) 住民票謄本
 - (10) 前年度の納税証明書(町外在住者のみ)
 - (11) その他町長が必要と認める書類

(申請内容の変更等)

第7条 規則第7条第1項第1号の規定によりリフォーム等工事の内容の変更又は中止について承認を受けようとする者は、山辺町住宅リフォーム支援事業工事内容変更(中止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定等の通知)

第8条 規則第8条及び第10条第3項に規定する交付決定等の通知は、山辺町住宅リフォーム支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)、山辺町住宅リフォーム支援事業補助金変更(中止)決定通知書(様式第5号)及び山辺町住宅リフォーム支援事業補助金不支給決定通知書(様式第6号)によるものとする。

2 町長は、補助金の交付決定にあたり、交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(実績報告)

第9条 規則第14条の規定にかかわらず、実績報告書の様式は、山辺町住宅リフォーム支援事業工事完了報告書(様式第7号)(以下「工事完了報告書」という。)によるものとする。

2 工事完了報告書の提出期限は、工事完了の日から1月を経過した日若しくは令和7年1月31日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) リフォーム等工事の施工箇所の写真(工事中及び工事完了後のもの)
- (2) リフォーム等工事に係る工事請負契約書及び領収書の写し
- (3) 出荷証明書(別表第2のうち2-2、2-4に該当する場合)
- (4) 住民票謄本(申請時に本町に住所を有していない場合)
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 町長は、補助金の額を決定した場合は山辺町住宅リフォーム支援事業補助金額確定通知書(様式第8号)により交付対象者に通知するものとする。

(補助金額の請求)

第11条 交付対象者は、前条の規定による補助金額の確定の通知を受けたときは、速やかに山辺町住宅リフォーム支援事業補助金請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(適用除外)

第12条 リフォーム等工事が建築基準法(昭和25年法律第201号)を含めた他の法令を順守しない又はこれらの法令に定める手続を適切に行わない工事である場合には、適用しない。

2 交付対象者が他制度による補助金等(利子補給を含む。ただし、減災対策工事以外の

施工をする場合は令和6年度山辺町木造住宅耐震改修補助金を除く。)との重複申請をした場合には、原則適用しない。

3 第8条の交付決定の日より前にリフォーム等工事に着工した場合には適用しない。

(補助金返還)

第13条 補助金の交付を受けた者が前条までの規定に違反した場合、町長は補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限りその効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までに交付された補助金については、この告示の失効後も、第13条の規定は、なおその効力を有するものとする。

別表第1

工事内容	点数
1-1 住宅内に防災ベッドを設置する工事	10点/箇所
1-2 住宅内に耐震シェルターを設置する工事	10点/箇所
1-3 居室部分を補強する工事	10点/箇所

(注) いずれも、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けたものに限る。

別表第2

工事内容	点数
2-1 やまがた省エネ健康住宅の認証を受けた改修工事	10点/工事
2-2 外部に面する住宅の開口部に別表第6(1)の基準を満たす建具を設置する工事	5点/箇所

2-3 熱交換換気システムを設置する工事	4点/箇所
2-4 住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に別表第6(2)の基準を満たす断熱材を使用する工事	2点/m ²
2-5 浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10点/箇所

別表第3

工事内容	点数
3-1 住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/m ²
3-2 勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所
3-3 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
(1) 浴室の床面積を増加させる工事	10点/m ²
(2) 浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10点/箇所
(3) 固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2点/箇所
(4) 身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	3点/箇所
3-4 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
(1) 便所の床面積を増加させる工事	10点/m ²
(2) 便器を座便式のものに取り替える工事	10点/箇所
(3) 座便式の便器の座高を高くする工事	10点/箇所
3-5 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	

<p>(1) 長さが100 c m以上の手すりを取り付けるもの</p> <p>(2) 長さが100 c m未満の手すりを取り付けるもの</p>	<p>2点/m</p> <p>2点/箇所</p>
<p>3-6 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む）</p> <p>(1) 勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの</p> <p>(2) (1)以外の部分の段差を解消するもの</p>	<p>10点/m²</p> <p>5点/m² 又は 2点/箇所</p>
<p>3-7 住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事</p> <p>(2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事</p> <p>(3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事</p> <p>ア 戸に開閉のための動力装置を設置するもの</p> <p>イ 戸を吊戸方式に変更するもの</p> <p>ウ ア及びイ以外のもの</p>	<p>5点/箇所</p> <p>1点/箇所</p> <p>10点/箇所</p> <p>5点/箇所</p> <p>2点/箇所</p>
<p>3-8 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事</p>	<p>1点/m²</p>
<p>3-9 エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事</p>	<p>10点/箇所</p>

別表第4

工事内容	点数
4-1 住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であつて、次のいずれかに該当するもの (1) 雪下ろし作業用命綱（安全带）を固定するための金具を取り付ける工事 (2) 雪止めを設置し、又は取り替える工事	2.5点/箇所 累計5m未満は5点、累計5m以上は10点 1階分につき5点
4-2 住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であつて、次のいずれかに該当するもの (1) 屋根の勾配を大きくする工事 (2) 雪が滑りやすい屋根材に改良する工事 (3) 屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所 10点/箇所 10点/箇所
4-3 住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所

別表第5

工事内容	点数
住宅に県産木材を使用した工事	2.5点/0.1m ³

別表第6

(1) 別表第2で定める建具の基準

工事内容	熱貫流率 (W/m ² ・K)
外窓交換	3.5以下
内窓設置	複層ガラス入りの内窓を設置する工事

(2) 別表第2で定める断熱材の基準

部位	熱抵抗値 (m ² ・K/W)
----	----------------------------

屋根	4.6以上
天井	4.0以上
外壁	2.2以上
床	3.3以上
土間床等の外周部分の基礎壁	1.7以上

年 月 日

山辺町長 殿

申請者 住 所
氏 名
電 話

山辺町住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書

令和6年度山辺町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、山辺町住宅リフォーム支援事業補助金の交付を申請します。なお、申請にあたり申請者並びに関係者について、納税状況を照会されることに同意します。

工 事 予 定 日	(着工) 年 月 日から (完成) 年 月 日まで
対象住宅所在地	山辺町 番地
住宅の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 ※本人の場合は次欄の理由記入不要 <input type="checkbox"/> その他（氏名 住所 ）
申請者が住宅所有者でない理由 ※申請者所有の場合は記入不要	<input type="checkbox"/> 申請者が住宅の固定資産税納税義務者（所有者との続柄： ） <input type="checkbox"/> その他（所有者との続柄： ） （理由： ） ※相当の理由がない限り住宅所有者のみ申請者要件を満たします。
補助要件工事及び基準点数	<input type="checkbox"/> 別表1 <input type="checkbox"/> 別表2 <input type="checkbox"/> 別表3 <input type="checkbox"/> 別表4 <input type="checkbox"/> 別表5 合計 点 <input type="checkbox"/> 移住世帯 <input type="checkbox"/> 新婚世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯 <input type="checkbox"/> 減災対策工事
住宅の用途	<input type="checkbox"/> 一戸建て専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（ ）
工事費総額	円
補助申請額	円
工事施工者	名称： 担当者：
	住所： 連絡先Tel：
	本店名称： 本店住所：
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 工事点数算出表 <input type="checkbox"/> 県産木材使用料計算書（別表第5に掲げる工事を含む場合） <input type="checkbox"/> 断熱リフォーム工事確認票（別表第2のうち2-2、2-4に該当する場合） <input type="checkbox"/> 断熱リフォーム工事確認票記載基準を証するカタログの写し（同上） <input type="checkbox"/> 別表第1に該当する場合、公的機関より安全性の評価を受けたカタログ等の写し <input type="checkbox"/> リフォーム等工事設計図 <input type="checkbox"/> リフォーム等工事に係る見積書の写し <input type="checkbox"/> リフォーム等工事の施工箇所の写真（着工前のもの） <input type="checkbox"/> 住民票謄本 <input type="checkbox"/> 前年度の納税証明書（町外在住者のみ） <input type="checkbox"/> その他 []

様式第2号その1（第6条関係）

工事点数算出表

該当する番号に○を記入し、数量及び工事点を記入してください。

区分	番号	工事内容	基準点	数量	工事点
別表第1	1-1	住宅内に防災ベッドを設置する工事	10点/箇所	箇所	点
	1-2	住宅内に耐震シェルターを設置する工事	10点/箇所	箇所	点
	1-3	居室部分を補強する工事	10点/箇所	箇所	点
	注) いずれも、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けたものに限る。				
別表第2	2-1	やまがた省エネ健康住宅の認証を受けた改修工事	10点/工事	工事	点
	2-2	外部に面する住宅の開口部に別表第6(1)の基準を満たす建具を設置する工事	5点/箇所	箇所	点
	2-3	熱交換換気システムを設置する工事	4点/箇所	箇所	点
	2-4	住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に別表第6(2)の基準を満たす断熱材を使用する工事	2点/m ²	m ²	点
	2-5	浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
別表第3	3-1	住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事（注）	10点/m ²	m ²	点
	3-2	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所	箇所	点
	3-3(1)	浴室の床面積を増加させる工事（注）	10点/m ²	m ²	点
	3-3(2)	浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10点/箇所	箇所	点
	3-3(3)	固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2点/箇所	箇所	点
	3-3(4)	身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	3点/箇所	箇所	点
	3-4(1)	便所の床面積を増加させる工事（注）	10点/m ²	m ²	点
	3-4(2)	便器を座便式のものに取り替える工事	10点/箇所	箇所	点
	3-4(3)	座便式の便器の座高を高くする工事	10点/箇所	箇所	点
	3-5(1)	長さ100cm以上の手すりを取り付けるもの（注）	2点/m	m	点
	3-5(2)	長さ100cm未満の手すりを取り付けるもの	2点/箇所	箇所	点
	3-6(1)	勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの（注）	10点/m ²	m ²	点
	3-6(2)	3-6(1)以外の部分の段差を解消するもの（注）	5点/m ² 又は 2点/箇所	m ² ----- 箇所	点 ----- 点
	3-7(1)	出入口の開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5点/箇所	箇所	点
	3-7(2)	出入口の開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1点/箇所	箇所	点
	3-7(3)ア	出入口の戸に開閉のための動力装置を設置するもの	10点/箇所	箇所	点
	3-7(3)イ	出入口の戸を吊戸方式に変更するもの	5点/箇所	箇所	点
	3-7(3)ウ	4-7(3)ア、4-7(3)イ以外の出入口の戸の開閉を容易にする工事	2点/箇所	箇所	点
	3-8	床の材料を滑りにくいものに取り替える工事（注）	1点/m ²	m ²	点
	3-9	エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10点/箇所	箇所	点

様式第2号その1 (続き)

区分	番号	工事内容	基準点	数量	工事点
別 表 第 4	4-1(1)	雪下ろし作業用命綱(安全带)を固定する金具を設置する工事	2.5点/箇所	箇所	点
	4-1(2)	雪止めを設置し、又は取り替える工事(羽根付金具形状のものを設置する場合を除く) (注)	累計5m未満は5点、累計5m以上は10点	5m未満 ----- 5m以上	点 ----- 点
	4-1(3)	固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事	5点/1階分	階分	点
	4-2(1)	屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所	箇所	点
	4-2(2)	雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10点/箇所	箇所	点
	4-2(3)	屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
	4-3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
別 表 第 5		住宅に県産木材(「やまがた県産材集材材を含む)を使用した工事(注)	2.5点/0.1㎡	㎡	点

合計	点
----	---

記入の際の注意事項

- ① (注) …この記号がついている工事内容のうち、指定されたm、㎡又は㎡単位で基準点を算出する場合は、施工箇所の長さ、面積又は体積の指定された単位未満を切り捨ててから計算するようにしてください。

例：「3-6(1) 浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくする工事」を1.4㎡行った場合

○正…1.4㎡→1.0㎡×10点/㎡=10点 ×誤…1.4㎡×10点/㎡=14点

- ② 「○○を設置する工事」とあるものについては、原則として更新する場合があります。

県産木材使用量計算書

交付申請時 (計画数量)									
工事着手前使用予定数量 (材積の合計)		. m ³		→0.1m ³ 未満切り捨て (参考: 1石=約0.278m ³)		施工者 代表者名			
【県産木材又は県産木材の認証合板の内訳】									
使用部位 ※1	樹種	寸法 (単位: mm)			数量 (本又は枚)	材積 ※2 (m ³)	産地の 市町村名	管理番号 (ロット No.)	備考
		長さ	厚さ	幅					

完了実績報告時 (実績数量)									
工事完了後使用実績数量 (材積の合計)		. m ³		→0.1m ³ 未満切り捨て (参考: 1石=約0.278m ³)		施工者 代表者名			
【県産木材又は県産木材の認証合板の内訳】									
使用部位 ※1	樹種	寸法 (単位: mm)			数量 (本又は枚)	材積 ※2 (m ³)	産地の 市町村名	管理番号 (ロット No.)	備考
		長さ	厚さ	幅					

※1: 県産木材を使用する部位を記載。(例: 柱、梁、土台、筋交いなど) 県産合板の場合は、県産合板と記載する。
 ※2: 材積の計算時は、0.001m³未満 (小数点以下第4位) を四捨五入して計算する。

断熱リフォーム工事確認表

1.（別表2）2-2に該当する窓等の断熱改修工事

該当	工事の種類	窓等の数	仕様（建具とガラス又は枠と戸の種類） 又は製品名	熱貫流率U* (W/m ² ・K)	基準値	確認欄
□	外窓 交換				3.5以下	<input type="checkbox"/>
						<input type="checkbox"/>
□	内窓 設置			-	複層 ガラス 入り	<input type="checkbox"/>
						<input type="checkbox"/>
□	ドア 交換				3.5以下	<input type="checkbox"/>
						<input type="checkbox"/>

※熱貫流率Uを製品カタログ又は参考資料で確認し、該当箇所にマーカーを引く等示したうえで添付してください。

2.（別表2）2-4に該当する屋根、天井、床等の断熱改修工事

該当	改修部位	断熱材の種類 又は製品名	厚さ (mm)	熱伝導率* (W/m・K)	熱抵抗値R (m ² ・K/W)	基準値	確認欄
□	屋根					4.6以上	<input type="checkbox"/>
□	天井					4.0以上	<input type="checkbox"/>
□	外壁					2.2以上	<input type="checkbox"/>
□	床					3.3以上	<input type="checkbox"/>
□	基礎					1.7以上	<input type="checkbox"/>

※熱伝導率を製品カタログ又は参考資料で確認し、該当箇所にマーカーを引く等示したうえで添付してください。

熱抵抗値R (m²・K/W) = 材料厚さ (mm) ÷ 熱伝導率 (W/m・K) ÷ 1000

年 月 日

山辺町長 殿

申請者 住 所
氏 名
電 話

山辺町住宅リフォーム支援事業工事内容変更（中止）承認申請書

年 月 日付け第 号で交付の決定の通知があった住宅リフォーム等
工事について変更（中止）したいので、令和6年度山辺町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱
第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

対象住宅所在地	山辺町		
区 分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止		
変 更 の 内 容		変更前	変更後
	<input type="checkbox"/> 工事内容		
	<input type="checkbox"/> 工事費総額	円	円
	<input type="checkbox"/> 補助申請額	円	円
理 由			
添 付 書 類 ※変更時のみ	<input type="checkbox"/> 工事点数算出表 <input type="checkbox"/> リフォーム等工事設計図 <input type="checkbox"/> リフォーム等工事に係る見積書の写し <input type="checkbox"/> リフォーム等工事の施工箇所の写真（着工前のもの） <input type="checkbox"/> 県産木材使用量計算書（別表第5に掲げる工事を含む場合） <input type="checkbox"/> 断熱リフォーム工事確認表（別表第2のうち2-2、2-4該当の場合） <input type="checkbox"/> 断熱リフォーム工事確認表に記載する基準値を満たすことを証するカタログ等の写し <input type="checkbox"/> 別表第1に該当の場合、カタログ等の写し <input type="checkbox"/> その他 []		

第 ー 号
年 月 日

様

山辺町長

山辺町住宅リフォーム支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山辺町住宅リフォーム支援事業補助金について、山辺町補助金等の適正化に関する規則（以下、「規則」という。）第6条の規定により、下記のとおり補助金を交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助金の額 金 円

2 交付条件

- (1) 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった事業でその内容は申請書記載のとおりとする。
- (2) 補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合及び補助事業を中止する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を完了したときは、完了後1月以内又は令和7年1月31日のいずれか早い時期までに実績報告書を町長に提出しなければならない。
- (4) この山辺町住宅リフォーム支援事業補助金に係る書類は、翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (5) 建築基準法など施工に係る他の法令を順守したうえ、法令が定める申請が必要な場合は、これらを適切に行わなければならない。

第 ー 号
年 月 日

様

山辺町長

山辺町住宅リフォーム支援事業補助金 変更（中止）決定通知書

年 月 日付けで内容変更（中止）承認申請のあった山辺町住宅リフォーム支援事業補助金について、山辺町補助金等の適正化に関する規則（以下、「規則」という。）第6条の規定により、下記のとおり補助金を交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助金の額 円

2 交付条件

- （1）補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請、及び年 月 日付けで内容変更（中止）承認申請のあった事業で、その内容は申請書記載のとおりとする。
- （2）補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合及び補助事業を中止する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
- （3）補助事業を完了したときは、完了後1月以内又は令和7年1月31日のいずれか早い時期までに実績報告書を町長に提出しなければならない。
- （4）この山辺町住宅リフォーム支援事業補助金に係る書類は、翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- （5）建築基準法など施工に係る他の法令を順守したうえ、法令が定める申請が必要な場合は、これらを適切に行わなければならない。

様式第6号（第8条関係）

第 一 号
年 月 日

様

山辺町長

山辺町住宅リフォーム支援事業補助金 不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山辺町住宅リフォーム支援事業補助金について、下記の理由により、補助金を交付決定することができませんでしたので通知します。

記

- 1 交付できない理由
- 2 その他摘要事項

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

山辺町長 殿

申請者 住 所
氏 名
電 話

山辺町住宅リフォーム支援事業工事完了報告書

年 月 日付け第 号で交付の決定を受けた補助金に係る住宅リフォーム等工事が完了したので、令和6年度山辺町住宅リフォーム支援事業（補助金交付要綱第9条第2項の規定により報告します。

対象住宅所在地	山辺町
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
工事費総額	円
補助額	円
添付書類	<input type="checkbox"/> リフォーム等工事に係る工事請負契約書の写し <input type="checkbox"/> リフォーム等工事の施工箇所の写真（工事中、完了後） <input type="checkbox"/> リフォーム等工事費の領収書等の写し <input type="checkbox"/> 出荷証明書（別表2のうち2-2、2-4に該当する場合） <input type="checkbox"/> 住民票謄本（申請時に本町に住所を有していない場合） <input type="checkbox"/> 県産材使用 <input type="checkbox"/> その他 []
備考	

様式第8号（第10条関係）

第 一 号
年 月 日

様

山辺町長

山辺町住宅リフォーム支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで提出のありました山辺町住宅リフォーム支援事業工事完了報告書
について審査した結果、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めら
れるので、山辺町補助金等の適正化に関する規則第15条の規定に基づき、次のとおり補助金
の額を確定したので通知します。

記

補助金の額 円

様式第9号（第11条関係）

山辺町住宅リフォーム支援事業補助金請求書

年 月 日

山辺町長 殿

申請者 住 所
氏 名
電 話

印

年 月 日付け第 号で交付の確定の通知のあった山辺町住宅リフォーム支援事業補助金について、下記のとおり交付されるよう請求します。

補助金額 金 _____ 円

振込先	銀行 信用金庫 組 合										本店 支店 出張所	
	1 普通預金 2 当座預金	口座 番号										
口座 名 義 人	フリガナ											
	氏 名											

記入上の注意

- ・中段左側に記入する日付は、完了検査後に**補助金が確定した日**ですので、**交付決定の日ではありません**。記載誤りのないようお願いします。
- ・口座番号は、右詰めで記入してください。
- ・ゆうちょ銀行口座の場合は、通帳を1ページ開いて左下に記載されている『この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください』の部分を支店名及び口座番号として記載してください。
- ・補助金の支給が遅れる原因となりますので、記入誤りのないようお願いします。
- ・口座番号等がわかる、通帳の写しを添付してください。